平成２５年（フ）第５８９２号
東京都多摩市貝取１丁目24―３
債務者　草野美保子
１　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　狩野信太郎
４　破産債権の届出期間　平成25年７月３日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年８月１日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９１７号
東京都葛飾区高砂７丁目25―15―201
債務者　鈴木　翔大
１　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田村裕一郎
４　破産債権の届出期間　平成25年７月３日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年８月１日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９１８号
東京都中野区野方４丁目18―２―301
債務者　武藤　聡子
１　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　長濱　晶子
４　破産債権の届出期間　平成25年７月３日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年８月１日午前11時
６　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９２５号
埼玉県さいたま市中央区新中里１丁目８―８―203
債務者　加藤　和春
１　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮島　哲也
４　破産債権の届出期間　平成25年７月３日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年８月１日午後２時30分
６　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９２６号
埼玉県さいたま市中央区新中里１丁目８―８―203
債務者　加藤　百子
１　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮島　哲也
４　破産債権の届出期間　平成25年７月３日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年８月１日午後２時30分
６　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３７号
福井県坂井市春江町為国西の宮８番地10
債務者　三上　邦男
１　決定年月日時　平成25年６月６日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　紅谷　崇文
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月30日午後２時20分
５　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３８号
福井県坂井市春江町為国西の宮８番地４
債務者　三上　弘樹
１　決定年月日時　平成25年６月６日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　紅谷　崇文
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月30日午後２時25分
５　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２３２７号
大阪市城東区野江３丁目24番14号　Ｓ－ＲＥＳＩＤＥＮＣＥ野江509号木下明寛方、住民票上の住所大阪市北区菅栄町１番21―302号
債務者　中川　勝成
１　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木地　晴子
４　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２９号
秋田県湯沢市倉内字柿在家25番地１　ハイビックフジワラＡ―２
債務者　戸沢　　洋
１　決定年月日時　平成25年６月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第１５１号
愛知県安城市住吉町６丁目11番地２　サンシティ住吉103
債務者　今原ゆかり
１　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１６３号
愛知県豊田市梅坪町９丁目４番地５　フェスタ80―402号、前住所沖縄県那覇市牧志３丁目22番33号　宜保方
債務者　長田　大輔
１　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第８３号
千葉県佐倉市栄町14番地604号
債務者　本間　　努
１　決定年月日時　平成25年６月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第８４号
千葉県佐倉市栄町14番地604号
債務者　本間　美香
１　決定年月日時　平成25年６月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第８７号
千葉県印西市木下東２丁目13番地５
債務者　水島　敬子
１　決定年月日時　平成25年６月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第９５号
千葉県白井市富塚742番地、住民票上の住所千葉県印旛郡酒々井町東酒々井６丁目６番２棟304号
債務者　川上　政枝
１　決定年月日時　平成25年６月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第９７号
千葉県白井市堀込１丁目５番３棟504号
債務者　藤田　利江
１　決定年月日時　平成25年６月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
千葉地方裁判所佐倉支部